

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 改正の趣旨

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を抜本的に強化するため、「3年間で4,000億円の予算を大胆に投入する施策パッケージを講じる」こととされた。
- 当該パッケージの実現に当たっては、民間から御意見を募集し、制度設計を行うこととしており、今般、民間からいただいた御意見を踏まえ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく各種助成金について、所要の改正を行う。
対象となるのは以下の助成金であり、内容の詳細は別紙のとおり。

1. 特定求職者雇用開発助成金

2. キャリアアップ助成金 ※雇用環境・均等局関係

3. 人材開発支援助成金

- また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降の状況を踏まえ、トライアル雇用助成金について所要の改正を行う。（内容の詳細は別紙のとおり。）

2. 根拠法令

雇用保険法第62条第2項及び第63条第2項

3. 施行期日等

公布日 令和4年3月31日（予定）

施行期日 令和4年4月1日

(雇用環境・均等局関係のみ)

2. キャリアアップ助成金

正社員化コース助成金の見直し（加算措置の拡充）

【現行制度の概要】

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成する。

《支給額》

ア 有期→正規： 1人当たり 57万円〈72万円〉(42.75万円〈54万円〉)

イ 有期→無期： 1人当たり 28.5万円〈36万円〉(21.375万円〈27万円〉)

ウ 無期→正規： 1人当たり 28.5万円〈36万円〉(21.375万円〈27万円〉)

※ 派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、

ア、ウ：1人当たり 28.5万円〈36万円〉(中小企業事業主以外も同額) 加算

※ 有期契約労働者等が母子家庭の母等若しくは父子家庭の父の場合、

ア：1人当たり 9.5万円〈12万円〉(中小企業事業主以外も同額)、

イ、ウ：1人当たり 4.75万円〈6万円〉(中小企業事業主以外も同額) 加算

※ 人材開発支援助成金の対象となる訓練のうち雇用環境・均等局長が定める訓練を修了している場合

ア：1人当たり 9.5万円〈12万円〉(中小企業事業主以外も同額)、

ウ：1人当たり 4.75万円〈6万円〉(中小企業事業主以外も同額) 加算

※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合、

ア、ウ：1事業所当たり 9.5万円〈12万円〉(7.125万円〈9万円〉) 加算

※ 対象となる有期契約労働者は、転換又は直接雇用される前の雇用された期間が3年未満のものに限るとともに、転換又は直接雇用した後の賃金が一定の割合(3%)以上増額したものに限る。

※ 助成の対象となる措置を講じた労働者の上限人数は1事業所当たり20人

※ () は中小企業事業主以外の事業主の場合の金額

※ 〈 〉 は生産性要件を満たした場合の金額

※ 令和4年4月1日よりイの有期契約労働者及び派遣労働者(派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結しているものに限る。)を無期雇用労働者に転換又は直接雇用した場合の助成を廃止する予定。

【改正後の内容】

- ・人材開発支援助成金に係る訓練修了加算措置の対象となる訓練に人材開発支援助成金人への投資促進コース助成金の対象となる訓練等(情報技術分野認定実習併用職業訓練を除く。)を加える。(令和7年3月31日までの時限措置)